

普通第二種免許に係る教習カリキュラムの見直しについて(1)

「規制改革実施計画」 (令和6年6月21日閣議決定)

教習期間を半減するよう求める要望があることも踏まえ、二種免許を取得するために要する教習内容を抜本的に見直し、(略)取得に要する期間を大幅に短縮するため、二種免許取得に係る教習を効率化する。(略)一種免許取得時との重複の縮減その他教習科目の整理・統合・縮減を交通専門家らによる調査研究の実施等によって早急に検討し、結論を得次第、関係法規について所要の改正を行う。(令和6年度中目途措置)

調査研究の内容

【実験内容】

現行の40時限(学科:19時限、技能:21時限)を見直し、2つの実験カリキュラムを作成し、それぞれ15名の者に対し実験教習を実施して、現行の普通第二種免許に係る教習を修了した者と同等の運転知識・運転技能を習得できるかを確認

		学科教習			技能教習		
		第1段階	第2段階	合計	第1段階	第2段階	合計
現行の教習		7時限	12時限	19時限	8時限	13時限	21時限
実験教習	実験群A	4時限	11時限	15時限	5時限	11時限	16時限
	実験群B	4時限	11時限	15時限	3時限	9時限	12時限

【実験結果を踏まえた結論】

新たなカリキュラムは、17時限の学科教習、12時限の技能教習の合計29時限とすることが適当

＜学科教習＞ 効果測定の平均点が学科試験の合格基準点に達しておらず、教習効果がやや不足していることや、教習指導員のアンケート結果においても時限数を増やすべきとの回答が多かったことから、実験より2時限追加した17時限(現行の19時限から2時限減)とすることが適当

＜技能教習＞ 技能教習は、実験群A、実験群Bともに全員が良好な成績となり、技能検定の合格率にも差はなかったことから、実験群Bの12時限(現行の21時限から9時限減)とすることが適当

普通第二種免許に係る教習カリキュラムの見直しについて(2)

改正の内容（令和7年9月1日施行予定）

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の改正案

○ 普通第二種免許の時限数の見直し

	学科教習			技能教習			合計総時限数	最短教習日数
	第1段階	第2段階	学科合計	基本走行	応用走行	技能合計		
改正前	7時限	12時限	19時限	8時限	13時限	21時限	40時限	6日
改正後	6時限	11時限	17時限	3時限	9時限	12時限	29時限	3日

※ 応用走行で行う「経路の設定」（1時限）を削除したことに伴い、大型第二種免許及び中型第二種免許の教習についても技能教習の1時限を削減する。

○ その他

仮免許試験が免除される、大型免許又は中型免許の失効後6か月を超え1年以内の者が、当該仮免許を取得し、指定自動車教習所に入所した場合、仮免許取得前に行われる教習（基本操作及び基本走行、学科（一）の教習）の免除を受けることができることとする。

指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成10年国家公安委員会規則第13号）の改正案

教習時限数の削減に伴う所要の見直しのほか、基本走行で行うこととされている鋭角コースの通過、方向変換及び縦列駐車教習を、応用走行においても教習所内で行うことができることとする。